

(参考資料2)

事務連絡

平成27年7月30日

関係都府県

建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正に関する運用について

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正の標準的な取扱い等については、「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について」（平成27年7月30日付国住指第1703号。以下「違反是正通知」という。）により通知したところですが、その運用にあたり、以下のとおり補足しますので、執務の参考として下さい。

なお、貴管内の関係特定行政庁に対しても、この旨周知していただくようお願いいたします。

1 違反是正通知中、2. ②イは、当該建築物が、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成12年建告第2009号。以下「免震構造告示」という。）におけるGsの算定方法に関する従前の規定に適合している場合には、大臣認定基準への不適合が判明した免震材料が設置されていることのみをもって、当該規定について建築基準法（以下「法」という。）第3条第3項第1号に規定する「従前の規定に違反する建築物の部分」に該当するものではないとの趣旨です。

また、国土交通大臣指定、地方整備局長指定又は関係都府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、違反是正通知のとおり、適切に対応するよう依頼しています（別添1、2参照）。

2 違反是正通知中、3. (1) ①のとおり、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成12年建告第1461号）等に基づき交換改修計画の構造計算を時刻歴応答解析により行う場合は、法第20条第1項第1号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

このため、国土交通大臣指定の指定性能評価機関に対して、時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書に基づいて、当該物件の特性に応じて、適切に対応するよう依頼しています（別添3参照）。

3 旧法第38条に基づいて国土交通大臣の認定を受けた建築物については、交換改修計画の構造計算について新たに法第20条第1項第1号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けるか、又は、現行の免震構造告示に基づいて構造計算を行う必要がありますのでご留意願います。

【別添 1】

国住指第 1703 号
平成 27 年 7 月 30 日

(国土交通大臣指定)
各指定確認検査機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について

標記については、別添のとおり「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について」（平成 27 年 7 月 30 日付け国住指第 1703 号）により、関係特定行政庁に対して、免震材料の不正事案に係る物件の違反是正の標準的な取扱い等について示しましたので、通知します。

貴機関におかれましては、当該物件の所有者等から、交換改修計画の構造計算について評価を求められた場合には、別添通知のとおり、適切に対応していただきますようお願いいたします。

(別添 略)

【別添2】

国住指第1703号

平成27年7月30日

(国土交通大臣指定)

各指定構造計算適合性判定機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について

標記については、別添のとおり「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について」（平成27年7月30日付け国住指第1703号）により、関係特定行政庁に対して、免震材料の不正事案に係る物件の違反是正の標準的な取扱い等について示しましたので、通知します。

貴機関におかれましては、当該物件の所有者等から、交換改修計画の構造計算について評価を求められた場合には、別添通知のとおり、適切に対応していただきますようお願いいたします。

(別添 略)

【別添3】

国住指第1703号

平成27年7月30日

(国土交通大臣指定)

各指定性能評価機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について

標記については、別添のとおり「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について」（平成27年7月30日付け国住指第1703号）により、関係特定行政庁に対して、免震材料の不正事案に係る物件の違反是正の標準的な取扱い等について示しましたので、通知します。

貴機関におかれましては、当該物件の所有者等から、交換改修計画の構造計算について評価を求められた場合には、時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書に基づき、当該物件の特性に応じて、適切に対応していただきますようお願いいたします。

(別添 略)